

総合人材企業

人と人を大切に

STAFF LINES CORPORATION

教育訓練の実施について

①入職時の教育訓練について

- ・各派遣先にて行う。
- ・教育の内容は派遣先によって異なる（座学・実技）
- ・教育時間については派遣先によって異なる。

②派遣元で行う教育訓練について

- ・毎年4月1日時点で「在籍期間が1年を超えている派遣従業員」を対象に行う。
- ・実施期間は6月から9月までの間で行う。
- ・実施内容についてはE-ラーニングを採用する。
- ・在籍期間に応じて実施の内容が異なる・

2年目・・・「職能別訓練」

3年目以降・・・「職種転換訓練」または「階層別訓練」または「その他の教育訓練」

- ・E-ラーニングで受講できない派遣従業員については集合研修を行う。

※時期や状況によって集合研修の延期・中止の場合がある。

- ・実施時間においては1日の労働契約時間と同一とする。
- ・有給で行う。

キャリアコンサルティングの実施について

- ・当社派遣従業員については希望に応じてキャリアコンサルティングを「無償」で受講できる。

令和3年4月1日

スタッフラインズ株式会社